

## 構造改革特区として活用できる特定事業一覧

(平成28年4月1日現在)

関係省庁名	特定事業(特定事業番号)
警察庁	1. 特殊海岸地域交通安全対策事業(101) 道路交通法による交通規制が行われていない砂浜等でも、地方公共団体と警察とが連携して、一般道路のように自動車走行ができるような交通規制を可能とする。
	2. 研究職員の勤務時間内技術移転兼業事業(201) 国家公務員である研究職員が技術移転事業者(産学連携の一環として技術を移転する場合の技術移転先の事業者)の役員の業務に勤務時間内に従事することを可能とする。 (一部全国展開:国立大学教員については、平成16年4月から全国展開)
	3. 研究職員の勤務時間内研究成果活用兼業事業(202) 国家公務員である研究職員が研究成果活用企業(産学連携の一環として研究成果を活用する企業)の役員の業務に勤務時間内に従事することを可能とする。 (一部全国展開:国立大学教員については、平成16年4月から全国展開)
	4. 研究職員の勤務時間内監査役兼業事業(203) 国家公務員である研究職員が株式会社等の監査役の職務に勤務時間内に従事することを可能とする。 (一部全国展開:国立大学教員については、平成16年4月から全国展開)
総務省	5. 地方公務員に係る臨時的任用事業(409) 通常1年以内しか認められない地方公務員の臨時的任用について、地域固有の課題に対応する必要等がある場合は、1年を超えて任用を認める。
	6. 条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業(412) 条例による事務処理の特例により都道府県の事務権限が市町村へ移譲された場合、国との協議等は都道府県を経由しなくても良いものとする。
	7. 救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業(413) ①119番通報時における緊急度・重症度の識別(トリアージ)が適切にでき、②医師による指示・助言を行う運用体制が常時確立していること等を前提として、緊急度・重症度が著しく低い等の条件を満たす場合には、救急自動車1台及び救急隊員2人による救急隊の編成を可能とする。
法務省	8. 特定事業等に係る外国人の入国・在留申請優先処理事業(504) 「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業(512)」などにおいて、外国人の入国・在留申請を優先的に処理することを可能とする。
	9. 特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業(505) 「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業(512)」などにおいて、我が国への貢献がある外国人について、永住許可要件となっている在留実績を3年に短縮する。
	10. 外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業(506(513)) 外国人技能実習生を中小企業等が受け入れる場合には、6人まで受け入れることを可能とする。
	11. 地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業(512) 地方公共団体が事業所の指定又は転賃をする場合、外国企業の職員が「企業内転勤」の在留資格を受けることを可能とする。
財務省	12. 特定農業者による特定酒類の製造事業(707(708)) 農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米又は果実を原料とした濁酒(いわゆる「どぶろく」)又は果実酒を製造するため、濁酒又は果実酒の製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準(現行6キロリットル)を適用しない。 (濁酒製造における副原料について、新たにそば・アマランサスなどを含む雑穀全般の使用が可能に:平成21年7月)
	13. 特産酒類の製造事業(709(710)) 地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準(現行6キロリットル)を果実酒については2キロリットルに、リキュールについては1キロリットルに引き下げる。